平成２３年（フ）第４３１号
群馬県高崎市倉賀野町2373番地　エバーグリーン高崎倉賀野弐番館604号
債務者　井上　正人
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４５６号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目16番地５　竹内ハイツＡ－２号、申立時の住所埼玉県深谷市宿根1333番地５
債務者　千原　明宏
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７４号
埼玉県本庄市朝日町３丁目16番14号
債務者　新井　浩光
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９６号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町220番地上里ハイツ104号
債務者　浅見　秀頼
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町220番地上里ハイツ104号
債務者　浅見　優子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５３１号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上1260番地12
債務者　新井　寿史
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５３２号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上1260番地12
債務者　新井美奈子こと　陳　美奈子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１号
埼玉県東松山市日吉町３番36号　エルディム桂102
債務者　新井　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４８０号
千葉県千葉市花見川区幕張町１丁目1306番地１　ベルコーポ104号、住民票上の住所千葉県市原市皆吉1764番地８
債務者　国本　貴恵
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５５号
千葉市中央区道場北１丁目４番32棟１号
債務者　茂木　美香
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１４号
神奈川県厚木市水引１丁目15番15号　藤井方
債務者　斉藤　永次
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１８号
神奈川県伊勢原市下糟屋2335番地の１　つるやハイツ203号
債務者　岩井　由理
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６３０号
京都市北区大宮北ノ岸町26番地　プライムコート賀茂川202号
債務者　村上　雅彦
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３１号
京都市北区大宮北ノ岸町26番地　プライムコート賀茂川202号
債務者　村上　佳美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３２号
京都市北区大宮北ノ岸町26番地　プライムコート賀茂川205号
債務者　村上　智美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５７号
京都市山科区北花山西ノ野町14番地６　アイリスコート101
債務者　遠久村俊憲
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　５－２－901
債務者　藤原　州紘
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係